



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 5月28日金曜日 第1561号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... 555

## 告 示

- 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施..... 559
- 医療機関の指定..... 560
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 560
- 町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（2件）... 560
- 保安林の指定（2件）..... 561
- 漁業免許の内容等の公示..... 562
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 563
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）..... 563
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（5件）..... 564
- 開発行為に関する工事の完了..... 565

## 公 告

- 狩猟免許試験の施行..... 565
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 566
- 愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... 566

## 任 免 辞 令

- 公営企業任免辞令..... 567

## 正 誤

- 平成16年 5月14日付け第1557号愛媛県告示第1083号（伊予三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定）中..... 567

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「現金領収書（様式第9号）及び」を削り、同条第3項中「現金領収書」の下に「（様式第10号の2）」を加える。

第70条中「及び口座振替通知書（様式第40号）」を削る。

第81条の2第2項を削る。

第84条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

第212条中「又は第81条の2第2項（第84条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「振り込み、口座振替通知書の送付を受けた場合にあっては、これを債権者に送付しなければ」を「振り込まなければ」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第22条、第23条、第186条関係) 現金領収書

① 現金領収書 (原符)

第 号

納入義務者の 住所氏名					
年度	¥	本庁各課(地方機関)名			
(款)	(項)	(目)	(節)		
内 訳					
摘 要	金 額	摘 要	金 額		
証券の内容	種 類	記 号 番 号	金 額	支 払 場 所	
年 月 日領収					
出納長等職氏名					

②

現 金 領 収 書

第 号

納入義務者の 住所氏名						殿
年度	¥	本庁各課（地方機関）名				
(款)	(項)	(目)	(節)			
内 訳						
摘 要	金 額	摘 要	金 額			
証券の内容	種 類	記号番号	金 額	支 払 場 所		
上記のとおり領収しました。						
						年 月 日
出納長等職氏名						印

③ 領 収 済 通 知 書

第 号

納入義務者の 住 所 氏 名					
年 度	¥	本庁各課（地方機関）名			
( 款 )	( 項 )	( 目 )	( 節 )		
内 訳					
摘 要	金 額	摘 要	金 額		
証 券 の 内 容	種 類	記 号 番 号	金 額	支 払 場 所	
年 月 日領収					
歳入徴収者名殿					
出納長等職氏名 <span style="float: right;">印</span>					

- 注 1 用紙寸法は、日本工業規格 A 6 とすること。ただし、内訳欄を多く必要とするものにあつては、適宜の規格とすることができる。
- 2 現金領収書は薄葉とし、領収済通知書は厚葉として複写すること。
- 3 現金領収書（原符）、現金領収書、領収済通知書の順に 1 冊50部つづりとするこ  
と。
- 4 内訳が 2 枚以上にわたる場合は、その 1、その 2 等の表示をして 2 枚以後の親金  
額欄を消しておくこと。
- 5 歳入歳出外現金等の受入れに使用する場合は、（款）の欄及び（節）の欄に歳入  
歳出外現金等の区分を記入すること。

様式第24号中

「  

口座振替通知書（該当番号を○で囲んでください。）	
401	
1 要	2 不要

」

を削り、同様式（注意）中「（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合にあつては、口座振替先欄のすべての項目を窓口で記入してもらってください。）」を削る。

様式第40号を次のように改める。

様式第40号 削除

附 則

- この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第22条第1項及び第3項の改正規定、様式第9号の改正規定並びに様式第10号の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第24号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1149号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成16年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
西条地方局	四国中央会場	平成16年7月28日（水）午前9時	四国中央市民会館三島会館第2、第3会議室	四国中央市中曾根町500
同上	西条会場	平成16年7月27日（火）午前9時	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
同上	丹原会場	平成16年7月28日（水）午前9時	西条地方局丹原庁舎4階大会議室	周桑郡丹原町大字池田1611
今治地方局	今治会場	平成16年8月30日（月）午前9時	今治市中央公民館	今治市南宝来町一丁目6-1
松山地方局	松山第1会場	平成16年8月26日（木）午前9時	愛媛県武道館大会議室	松山市市坪西町551
同上	松山第2会場	平成16年9月14日（火）午前9時	同上	同上
八幡浜地方局	大洲会場	平成16年8月24日（火）午前9時	大洲市総合福祉センター	大洲市東大洲270-1
宇和島地方局	宇和島会場	平成16年7月22日（木）午前9時	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

エ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

オ 受験票等の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部四国中央林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは西予林業課若しくは宇和島地方局産業経済部御荘林業課（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

- ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。
- イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。
- ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第1150号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成16年 5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
かもめ調剤薬局	今治市大新田町三丁目4番7号		平成16年 5月1日
ひかり薬局	北宇和郡広見町大字近永1502-1		平成16年 5月1日

○愛媛県告示第1151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成16年 5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイキ北条店  
北条市辻 410 番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ・えひめ中央農業協同組合  
松山市千舟町八丁目 128 番地 1  
代表理事組合長 上田宗徳
  - ・ダイキ株式会社  
松山市美沢一丁目 9 番 1 号  
代表取締役 山下雄輔
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ・ダイキ株式会社  
松山市美沢一丁目 9 番 1 号  
代表取締役 山下雄輔
  - ・株式会社レディ薬局  
松山市南江戸四丁目 3 番 37 号  
代表取締役 三橋信也
  - ・えひめ中央農業協同組合  
松山市千舟町八丁目 128 番地 1  
代表理事組合長 上田宗徳
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年12月31日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,338平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
163台
  - イ 駐輪場の収容台数  
58台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
227平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
53.6立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 8 時  
閉店時刻 午後 9 時
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 7 時30分から午後 9 時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 4 箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年 4月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1152号

双海町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・峰高地区）の計画の変更は、適当と認められるので

、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（農業用道路整備事業・峰高地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年5月31日から6月25日
- 縦覧場所  
双海町役場

#### ○愛媛県告示第1153号

双海町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・峰高地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（ほ場整備事業・峰高地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成16年5月31日から6月25日
- 縦覧場所  
双海町役場

#### ○愛媛県告示第1154号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 保安林の所在場所  
西条市中奥字向甲14の1から甲14の4まで、甲56、字新並乙1の1、乙1の4、乙1の5、乙1の8から乙1の10まで、字日浦乙5の2、乙6の1、乙6の2、乙8の1、乙8の2、乙24の1、乙24の2、字影浦乙67の1、乙110の1、字コウソラ乙79、乙88の2、乙88の3、乙89の1、乙93、乙99の1、乙99の2、乙102の1、乙102の3、乙102の6、乙107の2、乙107の4、乙132の1、乙134の1、乙134の2、乙140、乙141、乙147の1、乙148、乙149、乙152の1から乙152の3まで、乙153、字イノ内乙163、乙166、乙167、乙171から乙174まで、乙175の1、乙175の2、乙176、乙178、乙179の1、乙179の2、乙181の1、乙181の2、乙183、乙185の1、乙188、乙189の1、乙189の2、乙190、乙192、乙195、乙196の1、乙196の2、乙197の1、乙197の2、乙198の1、乙198の2、乙199、乙203の1、乙203の2、乙207の1、乙207の2、乙208、字長瀧丙3から丙6まで、丙18の1、丙18の2、丙19から丙21まで、丙22

の2、丙23の1、丙23の2、丙26、丙27、丙29、丙31、丙51の1、丙63の1、丙66、丙67、丙70から丙72まで、丙75の1、丙75の2、丙77、丙78の1、丙78の2、丙79の1、丙79の2、丙80の1、丙80の2、丙95、字セント休場丙7、丙8の2、丙8の3、丙9、字前田丙92、丙93の1、丙93の2、丙94、丙110の1、丙114、字七六丙246、丙302、字中山丙290、丙318、丙348の1、丙348の2、丙352、丙370の2から丙370の4まで、大保木字鳶寄乙4の1、乙27の1、乙28、字榎原辛3、辛7の2、辛8の1、辛9の1、辛9の2、辛10の1、辛10の2、辛11、辛23の1、辛39の1、辛47、辛51の1、辛52の1、辛63、辛64、辛65の1、辛65の2、辛66の1、辛66の2、辛68の1、辛68の2、辛69、辛71、辛72の1から辛72の4まで、辛98の1、字土居壬58の2、壬63の1、4号2、4号3、黒瀬字桂谷乙54、字峰ヶ久保乙55の1、乙55の2、字榎落し乙80の1、字瓶乙140の1、乙140の4、字居合乙165の4、字向乙198の1、乙198の4、字大畑乙216の1、乙216の2、乙221の1、乙236の1、乙238の1、字篠辺谷乙251の1、乙251の2、乙252の1、乙252の3、乙253、乙254の1、乙254の5、乙288の1から乙288の3まで、乙289、乙290、乙291の1から乙291の3まで、字上之原乙262の4、字久保地乙304の1、乙304の3、字大谷乙312の1、乙313、乙314の1、乙314の4、字薄ヶ瀬乙315の1、乙315の10、乙323、乙326の1、乙326の2、乙338の1、字落合乙340の1、字柳ヶ瀬乙384の1、乙384の4から乙384の6まで、字炭所谷乙386の1から乙386の3まで、字掛ヶ乙747、乙749、字市木乙750、字西ヶ峠乙843から乙845まで、乙858、乙860、乙867、乙868、乙871、乙872、乙881、字山瀧乙767の1、乙767の2、藤之石字北向辛146、字雉岩屋辛155、字熊ツルギ己9の1、己9の3、市之川字源兵衛タキ6491の8、字白目ノ向6499の1、6499の4、6500の1、6503の4、字大平見道ノ下6718の2、字大平見道ノ上6796、6797の1、6798、6799の1、6799の2、字休場ノ久保6800、6801の1から6801の3まで

- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第1155号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

西条市藤之石字青サレ向己53の1、荒川字白目石甲153、字新田石乙100の1、乙100の2、字下ノ平乙102の1、乙102の2、字ショウア谷乙105の2、字シリガケ石乙108、字古田乙109の1、字川ヶ平乙116の2、字シヨタキ乙120、字竹川谷乙121の1から乙121の6まで、乙123、字シリタカ石乙124、字三味塚谷乙127、字赤子谷乙130の1、字新道ノ上乙136の1、乙136の3、字サシデ乙137、字大谷乙138の1、乙138の2、乙140、乙141、字大ダキ乙148から乙151まで、乙153、字大タキ乙152、字丸山丙2、丙4から丙6まで、丙14、字吉原丙17、丙18、字宮永瀬丙19、丙22の1、丙22の2、字岩屋ノ下丙23、字瀬戸内丙25、字岩屋ノ東丙27の2、字松尾谷丙64、字タニノ岡丙68の1、字御林丙81の2、字シンデ丙86の1、丙86の2、字大畑丙114、字ノウジ山丙115、丙119の1、丙119の2、字ミゾコノ道上丙121、丙122の2、丙123、字ミソコ道上丙122の1、字カンサ平丙124、丙134、字柗ノサ子丙153、字シハキ丙202、字ナガ平丙206、字ナガ平下丙208、字上ドンクワンセ丙209、丙210、字上トングハン地丙211、字トングワン地丙212、字上ドンクワン地丙213、黒瀬字坂中甲915、甲919の1から甲919の3まで、甲919の5、甲920の1、甲921から甲925まで、乙512、乙523、乙527、乙528、字山崎乙4の1、乙9の1、字本郷乙28の1、乙31、乙34の1、乙34の3、字猪ノ谷乙41の1、乙42の1、乙50、字長畑乙46の1、乙46の2、乙47、乙48、乙49の1、乙49の2、字峰ヶ久保乙56の1、乙57、乙59、乙60の1、乙61の1、字檉落し乙81、乙82の1、乙83、乙87の1、乙91の1、乙91の2、字雨乞谷乙89の2、字尾地ノ向乙92の1、字尾地向乙92の2、乙92の3、字尾地乙94の1、乙95、字長尾乙100の3、字耳ツエ乙179の1、乙179の3から乙179の6まで、字落合乙340の1、字柳ヶ瀬乙346の1、乙346の5、乙347、乙350の1、乙350の2、乙353の1、乙367の1、乙368の1、乙379の1、字松落し乙357の1、乙357の3、乙359、字炭所谷乙369、乙388の1、乙389、乙390、乙391の1、字鴉之嶽乙380の1、乙381の1、字吉ヶ谷乙361、乙393から乙404まで、乙408、乙409、字石原乙405から乙407まで、字西大門乙422、乙426の1、乙432、字手水水乙447、字湯久保乙461の2、乙461の3、字土山乙495の1、乙495の3、乙496の2、字上ノ地乙518の1、乙518の2、乙539、乙540の1、字天川寺乙545、乙559、乙560の8、乙560の10、乙561の1、乙561の2、乙561の9、乙561の10、乙566の1から乙566の3まで、乙567の4から乙567の9まで、乙568の1、乙568の2、乙578、乙579の1、乙579の4から乙579の7まで、乙580の1、乙580の2、乙585、乙586、乙588、乙591から乙593まで、乙596、乙605の2、乙608、乙609、乙612、乙613、乙616、乙663、字抜石乙640の1、乙640の2、乙641、字青根乙661の1から乙661の3まで、乙662、乙664の1、字橋ヶ谷乙665、乙673の1、乙674の1、字上西浦乙678、字中山乙682の2、字百合城乙686の4、乙700の5、乙700

の6、乙702の6、字ランジャク乙688、字柳ヶ谷乙715、乙716の1、乙717、乙757の1、乙757の2、乙758から乙760まで、字大藪乙718の1、乙719、字松ノ尾乙729の11、乙731の1、字藁荷谷乙733の1、乙733の2、乙735の1、乙735の2、字掛ヶ乙740、乙741、乙743、乙745、乙746、乙748、字清藤地乙754、乙756、字中畦乙761の2、乙761の5、字野地乙762、乙766の1、乙773の2、字山瀧乙767の3から乙767の5まで、字ワラビ畦乙768の1から乙768の3まで、大保木字土山甲12の1、甲12の2、甲13の1、甲14、甲15、甲16の1、甲17の1、甲17の2、甲18の1、甲18の2、甲20、甲21の1、甲21の2、中奥字ナベラ丙405の1、字大助丙406、字淀丙490の1、丙490の2、丙493の7、丙494から丙496まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1156号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊特区第24号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡瀬戸町大江地先

(ウ) 漁業の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 西宇和郡瀬戸町大江八ヤト北防波堤基部の標識

点ア Aから198度275メートルの点

イ Aから198度485メートルの点

ウ Aから232度525メートルの点

エ Aから250度370メートルの点



ウ 地元地区 西宇和郡瀬戸町

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成16年8月1日

3 申請期間

平成16年5月28日から平成16年7月5日まで

4 存続期間

平成16年8月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第1157号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年5月28日から6月10日まで

○愛媛県告示第1158号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

松山市門田町丙74番11地先から松山市門田町丙74番7地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から32点までを順次直線で結んだ線及び32点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.57メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院四等三角点、篤30神崎)は、北緯33度54分27秒9847、東経132度41分28秒3234の地点

1点は、基点から真北81度41分49秒151.94メートルの地点

2点は、1点から真北66度21分15秒1.89メートルの地点

3点は、2点から真北156度52分58秒12.36メートルの地点

4点は、3点から真北161度19分12秒11.02メートルの地点

5点は、4点から真北162度58分37秒9.36メートルの地点

6点は、5点から真北164度43分34秒16.91メートルの地点

7点は、6点から真北171度36分24秒18.88メートルの地点

8点は、7点から真北173度21分28秒7.40メートルの地点

9点は、8点から真北172度20分55秒15.48メートルの地点

10点は、9点から真北168度47分36秒14.55メートルの地点

11点は、10点から真北162度55分32秒21.43メートルの地点

12点は、11点から真北159度27分24秒8.59メートルの地点

13点は、12点から真北159度01分47秒16.36メートルの地点

14点は、13点から真北158度48分58秒20.00メートルの地点

15点は、14点から真北159度02分14秒19.99メートルの地点

16点は、15点から真北158度31分14秒21.31メートルの地点

17点は、16点から真北164度39分03秒19.63メートルの地点

18点は、17点から真北175度56分10秒19.55メートルの地点

19点は、18点から真北187度56分44秒22.48メートルの地点

20点は、19点から真北199度27分21秒16.68メートルの地点

21点は、20点から真北204度44分06秒14.03メートルの地点

22点は、21点から真北204度19分28秒10.24メートルの地点

23点は、22点から真北206度40分50秒16.19メートルの地点

24点は、23点から真北212度32分11秒8.52メートルの地点

25点は、24点から真北215度39分09秒17.90メートルの地点

26点は、25点から真北210度38分58秒17.36メートルの地点

27点は、26点から真北196度25分47秒7.73メートルの地点

28点は、27点から真北185度41分30秒10.90メートルの地点

29点は、28点から真北172度47分46秒14.18メートル

の地点

30点は、29点から真北 169 度10分04秒5.72メートルの地点

31点は、30点から真北 171 度26分20秒 14.00メートルの地点

32点は、31点から真北 174 度08分10秒 10.17メートルの地点

(3) 面積

2,440.50平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成2年9月10日 愛媛県指令河第259号

4 しゅん功認可年月日

平成16年5月28日

### ○愛媛県告示第1159号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

松山市由良町乙277番2地先から松山市由良町乙278番2地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線及び8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.57メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（鷲ヶ巣漁港防波堤先端部）は、北緯33度54分08秒6175、東経132度39分38秒9783の地点

1点は、基点から真北123度32分16秒786.59メートルの地点

2点は、1点から真北171度19分37秒2.75メートルの地点

3点は、2点から真北170度29分40秒17.02メートルの地点

4点は、3点から真北169度23分08秒13.06メートルの地点

5点は、4点から真北168度25分19秒8.55メートルの地点

6点は、5点から真北168度25分28秒0.77メートルの地点

7点は、6点から真北168度25分18秒5.77メートルの

地点

8点は、7点から真北167度13分57秒11.00メートルの地点

(3) 面積

214.89平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成4年2月5日 愛媛県指令3河第1078号

4 しゅん功認可年月日

平成16年5月28日

### ○愛媛県告示第1160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第1161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第1162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第1163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第1164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局建（開）第2号 平成16年5月12日	温泉郡重信町大字見奈良字廣見456番4	松山市古川西三丁目3番33号 メゾンカメラ302号 池 川 文 子
16松局伊土検（開）第6号 平成16年5月12日	伊予郡松前町大字北黒田字石山240番3、240番8、242番2、242番4、242番5、242番6、242番7、240番3地先農道及び240番3地先水路	伊予郡松前町大字北黒田514番地 住 田 隆 太 郎 北条市辻610番地15 ベストケア株式会社 代表取締役 山 田 哲
16松局伊土検（開）第7号 平成16年5月13日	伊予市市場字打田甲730番6及び甲730番7	伊予市下吾川642番地1 宇 高 秀 一
16四土（開）第1号 平成16年5月19日	四国中央市妻鳥町字伊ノ坪1646番1、1646番2、1647番1、1647番2、1647番3、1649番1、1650番1、1650番2、1651番1、1652番1、1652番2及び1653番1	広島市中区紙屋町二丁目1番18号 株式会社 デオデオ 代表取締役 友 則 和 寿

公 告

## ○公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 試験の種類

- (1) 網・わな猟免許試験
- (2) 第一種銃猟免許試験
- (3) 第二種銃猟免許試験

## 2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成16年8月3日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第1会場	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第1会場	今治地域地場産業振興センター大会議室	今治市旭町二丁目3-5	同 上
松山第1会場	松山地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第1会場	東宇和農業協同組合本所3階ホール	西予市宇和町卯之町三丁目435-2	同 上
宇和島第1会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同 上

- (2) 平成16年9月7日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第2会場	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1	網・わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第2会場	今治地域地場産業振興センター中会議室	今治市旭町二丁目3-5	同 上

松 山 第 2 会 場	松 山 地 方 局 7 階 大 会 議 室	松山市北持田町132	同 上
八 幡 浜 第 2 会 場	八 幡 浜 地 方 局 7 階 大 会 議 室	八幡浜市北浜一丁目3 - 37	同 上
宇 和 島 第 2 会 場	宇 和 島 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇和島市天神町7 - 1	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成16年8月3日の試験に係るものについては、7月7日(水)から20日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成16年9月7日の試験に係るものについては、7月7日(水)から8月24日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部四国中央林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは西予林業課若しくは宇和島地方局産業経済部御荘林業課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

エ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあつては各4,000円、その他の者にあつては各5,300円

オ 受験票の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年5月19日	特定非営利活動法人・ふるさと元気フォーラム	山 内 穰	松山市千舟町二丁目5番地2	この法人は、不特定かつ多数の市民に対して、まちづくりや経済の活性化を通じて雇用機会の拡大や雇用の創出を図り、この活動を通じてやりがいの場づくり、健康増進、高齢者や女性の社会進出・雇用の場づくり等の支援活動などを行うとともに、観光産業や地域物産などの開発や支援活動など経済の活性化を通じて地域の活性化を図り、市民が元気で生き生きと生活する社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成17年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の区分

養成部門及び専攻科

2 入学試験の期日

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

平成17年1月19日(水) 学科試験及び面接試験

イ 推薦入学試験

平成16年11月19日（金） 学科試験及び面接試験

(2) 専攻科

平成17年1月20日（木） 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地  
愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び入学資格

(1) 養成部門

課 程	農産園芸課程	果樹園芸課程	畜産課程
コース	野菜複合コース 花き複合コース	かんきつコース 果樹複合コース	大中家畜コース 養鶏コース
修業年限	2年	2年	2年
募集人員	40人	30人	10人
入学資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者		

(2) 専攻科

種 類	農産専攻	園芸専攻	果樹専攻	畜産専攻
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各専攻合わせて10人			
入学資格	次のいずれかに該当する者 (1) 短期大学（学校教育法第69条の2に規定する大学をいう。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (2) 都道府県立農業講習所において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (3) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者			

5 学科試験科目

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

必須科目 国語Ⅰ

選択科目 現代社会又は農業経営のうち1科目、数学Ⅰ又は農業基礎のうち1科目及び化学ⅠA、化学ⅠB、生物ⅠA又は生物ⅠBのうち1科目

イ 推薦入学試験

小論文

(2) 専攻科

ア 必須科目 農業経営

イ 選択科目 作物、園芸又は畜産のうち1科目

6 入学願書受付期間

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

平成16年12月10日（金）から 平成17年1月7日（金）まで

イ 推薦入学試験

平成16年11月1日（月）から 平成16年11月12日（金）まで

(2) 専攻科

平成16年12月10日（金）から 平成16年12月24日（金）まで

(3) 郵送による場合は、養成部門及び専攻科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。ただし、(2)に掲げる書類は、出願しようとする年度（以下「出願年度」という。）又はその前年度内に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び出願年度内にこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらの学校教育を修了する見込みの者にあつては、添えることを要しない。

(1) 最終学校の調査書

(2) 健康診断書（出願年度又はその前年度内に保健所又は病院で診断を受けて作成したもの）

(3) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル平方のもの）

(4) 養成部門への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校の長の推薦書

(5) 専攻科の受験を希望する者にあつては、入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

5月16日

高岡詩織

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（二）2級を命ずる

技師を命ずる

県立新居浜病院勤務を命ずる

都築宏正

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（二）1級を命ずる

技師を命ずる

県立南宇和病院勤務を命ずる

正 誤

○正 誤

平成16年5月14日付け第1557号愛媛県告示第1083号（伊予三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定）中

ページ	箇所	誤	正
526	下から3行目	伊予三島都市計画区域の区域区分	伊予三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

